

第26回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年6月2日(水) 午後1時35分～午後3時50分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 11名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

4、欠席委員 1名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 三原 一義 委員 2番 中牟田 安彦 委員

②第2 報告第 57号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 121号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 122号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 123号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 報告第 58号 農地等形状変更届出について
 議案第 124号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 議案第 125号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 荘子
局長補佐	高田 浩平	書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	×	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
出席なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第26回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、5番委員の欠席と残り11名の委員の出席を確認。)本日の出席委員は11名であります。次に議事録署名人の指名をします。1番三原委員と2番中牟田委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内の敷地は指定された場所を除いて禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありません。議長席の方へ軽く会釈をしてから退席してください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございますので、提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときには特に指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受けることがございますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。梅雨入りが今年は十数日早く、麦の取入れ前に梅雨入りとなつてしまいました。大麦はどうか(梅雨の)合間で進んでまいりましたが、小麦がギリギリで5番委員の江頭さんは(麦の取入れに)追われての欠席だと思います。取入れ前に雨が降って、収穫した麦から芽が出るのではと心配をしているところです。また、雨が続けば麦が立ったままで終わるのではないかと心配をしておりました。どうか今日までで(取入れが)済みそうかなと思っています。明日・明後日はまた雨となるようですので、何とか今日終わっていただきたいと思います。玉ネギも最盛期で価格もそんなに落ち込まないで進んでいる状況です。田んぼでの気温が三十数度あつて熱中症にかかった人がおられるようです。こっちの方も心配です。山の方でもハウスマカンが出て参りまして、価格も昨年とあまり変わらない状況で推移しているようです。コロナの影響も心配をしていますが、どうか今のところは順調に行きそうだとのことでした。</p> <p>皆さん方はずっとお繋ぎをしておりましたトゥルーバとの放牧事業の調印式が先月24日にありました。実はコロナの影響で参加者を大幅に少なくしての開催でした。松浦副会長を始め三原委員、鶴最適化推進委員も入っていただくようにしていましたが、市役所自体にコロナの心配があつたということもあつて叶いませんでした。NHKやSTSではニュースが流れていましたけれども、どうか無事に終わることができたところです。まだ、地権者46人のうちの十数人が相続の手続きが済んでいないことや担保物件が完全に抜け切っていないことから、土地の所有権移転の手続きが終わっていません。(トゥルーバは)8月からいよいよ仕事を始めるということですから、(現地への)進入道路を含めて地権者の方へ相談をしなければいけないことが残っています。まだまだ最終的なゴールという形にはなっていませんが、変わらずにこれからも皆さんに繋いでいきますので、ご協力もお願いしたいと思っています。今日は農繁期のお忙しいときでもございますので、出来れば手短かに終われるようにご協力をお願いしまして挨拶に代えたいと思います。</p> <p>それではお手許の資料に基づきまして早速議事に入ります。本日の議題は議案5件と報告2件であります。報告第57号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第57号について説明いたします。記載のとおり今月は4件となっております。合計6筆で面積が4,305平米となっております。</p>

	<p>います。内訳は田が4筆で3,258平米。畑が2筆で1,047平米です。解約事由は双方合意による借人変更のためが1番の1件。2番は一部畑地化して自作地とするためとなっています。3番と4番は5条申請のためとなっています。なお、借人変更となっている1番は新しい借人の方が決まっております、議案第123号の30番に上がっています。2番は形状変更申請が報告第58号に上がっています。3番と4番は議案第121号に上がっています。以上で報告第57号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明がありました。4件共に双方合意ということですが、質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは報告第57号についてはご了解ということで終わらせていただきます。</p> <p>続いて議案第121号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番と2番がございますが、2番は参考人の方にお見えいただいておりますので、入れ替えて審議致します。2番の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。番号2について説明します。位置図は2頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地〇、〇〇番地〇の5筆です。登記地目は5筆ともに田ですが、現況地目は4筆が田となっていますが、〇〇番地〇が普通住宅となっています。譲受人は〇〇区の不動産業者で株式会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん外6名の方と〇〇〇〇さん91歳、農業の方。〇〇〇〇さん70歳、無職の方でございます。転用の目的は宅地分譲で7区画の分譲地1,714.95平米、進入路ほか789.05平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東と西と北は田、南は道路(市道)となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。道路法24条工事施工承認申請及び道路占用許可申請が都市建設課の方にされています。ここは公共下水道の区域となっています。現況地目が普通宅地となっている所がありますので、その所有者の方から始末書が提出されています。説明は以上です。</p>
議長	<p>始末書の読み上げをお願いします。</p>
事務局	<p>(始末書の読み上げ)</p>
議長	<p>位置図を見てもらいますと左下に小さく四角が描かれていますが、これが農業用倉庫です。この申請は水田の真ん中から開発行為が始まりますが、現地調査の際も用排水がどうなるのかを心配されておりました。そのために今日は参考人として開発業者と行政書士を呼んでいますので、ご了解をいただきたいと思っております。(部屋に)呼ぶ前に担当委員から現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は〇〇区のディスカウント〇〇〇〇から〇〇団地の方へ100メートル程入った所になります。申請地は雨水の排水先も現時点では流す所がありません。周囲は田んぼしかありませんので、どうしたら良いかのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>今あったように掛け流しの水田になっておまして、真ん中を開発行為されるということで、農業用水が確保されるのかを心配がされています。具体的な説明を図面が用意されていますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この周辺は田越しに水が流れていくようになっておます。お手許には宅地分譲の平面図をお配りしております。南北に7区画の分譲地が計画されておまして、北から1番地・2番地となっていて最も南側が7号地です。進入路が宅地の西側に計画されていて、2号地と3号地の間にも進入路が計画されていて宅地を分断しております。進入路には片側に側溝が設けられます。田越しで流れていた用水を確保するために2号地と3号地の間と7号地と市道の間に内径24センチメートルの暗渠が埋設されますが、これで農業用水を確保されます。この内径24センチメートルの暗渠が進入路に配置されるU字溝と立体交差し、この下を通ることになります。</p>

議 長	進入路の地下に用水路が埋設されますが、進入路は誰の所有になりますか。
事務局	この分譲地を購入される方の共有名義になると思います。
議 長	他人が所有される道路に用水路が埋められていて大丈夫ですか。
事務局	最近ではこのような事例はありませんが、過去には宅地に円管等を埋設されている事例があります。田越して用水を確保されている場合は仕方のない処置になります。
3番委員	お尋ねします。分譲地の周囲に残る田んぼの排水は最終的には何処に流れますか。
事務局	分譲地の北側に少し離れて水路があります。田越しに流れて、ここに排水されます。
4番委員	田面は北側の方へ低くなっています。質問ですが、暗渠(用水路)の延長はどの位になりますか。
事務局	20メートル程度になるかと思います。
4番委員	用水路の断面を人が潜れるほどあれば良いのですが、24センチメートルですから田植え時期にアズ(水分を含んだ麦藁)が大量に流れ込んだら、暗渠は詰まってしまうと思われます。勾配を大きく取ってあれば大丈夫かもしれませんが、緩い勾配しか取ってないはずですから心配です。
議 長	それでは参考人に入ってもらいますが、今あったような懸念される点について尋ねてみたいと思います。心配される点については協議して、最終的な結果を出したいと思います。
	(参考人、入室)
議 長	お忙しい中、お二人お出でいただきましてありがとうございます。農業委員会の総会の審議においてお尋ねしたい点が2～3点ほどあります。まずもってここを(開発)されるのは周囲も住宅地に変わりつつありますので結構なのですが、ただ我々が心配しているのは、田んぼが上にも下にもありまして、真ん中から開発される理由について教えてください。また、現地を確認したうえで、(周囲の田んぼへの)用水や排水がキチンと確保されるのか、周囲の耕作者からの同意は取られているようですが心配をしているところです。
担当委員	申請地の東側の全ての田んぼにきちんと水は入って行きますか。
参考人	今の状況ですが、申請地の田んぼへは中央にある既設の三面水路から水が入ります。その後は田越しに西から東へと流れます。これと市道沿いの田んぼには市道に沿って小さな素掘りの側溝があり、申請地の東の田んぼに水が入って、田越しに北側に広がるようになっていきます。それから今回、中央の田んぼから開発するに至った経緯ですが、周囲の田んぼは相続がされていないことがあったことや諸事情によりまして、中央の田んぼから開発することになりました。このことは重々水の問題になると懸念されていたので、今回この交渉に当たっては、今年の1月に最初の計画がされた時点で周囲の方には中央から宅地分譲をしますが、配慮は十分致しますとアナウンスをして、生産組合長さんを始め他の役員の方は話し合いをされて、こちらとも協議をしながら計画をさせていただいています。宅地からの生活排水については公共下水道が今年の秋口に整備されます。一方で雨水は農業用水と混じらないように立体交差にして欲しいという要望でした。理由は東側の田んぼでは裏作で麦を作ることあるからということでした。この付近の田んぼには今年は6月20日くらいに水が入ります。開発工事が田んぼを作られる期間と被りますので、工事期間は田んぼへの用水を確保しなくては行けませんので、コルゲート管を申請地に配置して水を流すように考えています。工事の着工に当たっては、地元生産組合の淵上生産組合長を窓口として再度現場で立会いをして図面の変更もあり得ることで、再協議をして柔軟に対応するように考えています。周囲の方々には迷惑をかけないように事業を進めたいと思っています。
議 長	地元と協議されたときには生産組合だけではなく、農業委員と最適化推進委員も呼んでもらえれば良かったのですが、今度着工するときにはまた地元と協議すると言われていきますから、その時は農業委員と最適化推進委員も呼んでください。最初からそうしてもらえれば良かったと思います。本当に地元との協議がちゃんとされたのかということが我々の真意です。最近の生産組合長さんは勤め人をしながら役をされている方が殆どです。専業で農業をされている方がいないのが現状です。何回も同じようなことをしないで済むように、呼んで欲しかった

	ところですよ。
参考人	分かりました。生産組合長の方にお伝えします。
議長	先程、周囲の田んぼは相続がされていないとありましたが、その点が片付けば開発されていくことになるのでしょうか。先々のことで言いにくいことかもしれませんが、他の業者も含めてそのようなことも考えられているのか教えてください。
参考人	この辺りの開発については以前、ある会社が地権者の方に交渉されていた中で、地権者のお一人かお二人が承諾していただけなかったということを知っています。業者が計画した案がいくつもあったようですが、ある方から仲介をするからと言って私共にお話がありましたので、この中央から手を付けたところです。周囲についても相続登記等の手続きが終われば、やらせてもらうつもりでおります。
議長	周囲の田んぼも宅地化されるということですか。
参考人	将来的には、私共が地権者の方とアンダーで交渉して入るところです。ある地権者の方は今回申請した分が着工すれば、やろうかとおっしゃっています。そうなれば(地権者との)交渉も進むかなと思っています。
議長	委員の皆様申し上げますが、このことは口外しないでください。(笑)戦略があるとおっしゃっているところをお尋ねしていますからね。
参考人	見えないところで、色んな業者さんが動いていらっしゃるようです。
議長	そうですね。それから、用水のことを聞きますが、東側の下流が開発されれば不要になるのですが、こんなに小さな暗渠でアズが詰まりはしないかと心配しています。例えば、暗渠ではなく、詰まったときは掃除が出来るように蓋付きに変えることはできないのでしょうか。
参考人	入り口と吐き口には柵を設けるようにしていますので、用水と雨水を分ける必要があったので、柵を設置してそこで除去するように考えています。
担当委員	その柵の大きさはどの程度ですか。
参考人	50センチメートル角を考えています。
担当委員	その程度では役に立たないと思う。
参考人	今の段階では50センチメートルで考えていますが、工事が実際始まって地元からもっと大きくしてくれとか、構造上での要望があれば、対応する余地は残しています。
議長	その時期はいつを考えていますか。
参考人	許可が下りて、工事を始めるその前にと考えています。
議長	逆に田んぼに水が入って、アズの状況を観てからの許可とは考えられていませんか。
参考人	今の状況は隣接耕作者の方や生産組合の方には確認の上、承諾いただいています。皆さんに迷惑がかからないように、工事着工する前にもう一度確認しようとしています。
議長	他に皆さんから何かございませんか。
8番委員	日照のことで質問ですが、進入路が西側に設けられていますが、西日で東の田んぼに影が差すのは大丈夫ですか。
参考人	当初の計画では進入路を今とは逆の東側にするようにしていました。それでは西側の田んぼに朝日を受けたときに影になると地元から要望がありましたので、このようにしています。
議長	地元からの要望でこうなったのですね。他にないでしょうか。
10番委員	今回の申請地の東も西も開発を考えておられるということですが、進入路を西側に設けるということは用水の上流である西側から先にされるということですか。
参考人	それは地権者の方との交渉次第になります。
議長	他にありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり) 参考人の方におかれてはお忙しい中、お出でいただきありがとうございました。 (参考人、退室)
議長	生産組合長の〇〇さんはどのように考えられているのでしょうか。
担当委員	今度の田植えでの水を入れた状態を確認した上だと思っているのではないのでしょうか。

議長	どうでしょうか、皆さん。
1番委員	もうすぐ水が入りますから、その状況を確認してからが良いかと思います。
議長	暗渠が小さいので本当に大丈夫なのか心配です。木下委員、どう思われますか。
4番委員	断面が小さい上、延長も長いので詰まると思います。
1番委員	雨水を下で、(農業)用水が上には出来ないのでしょうか。
事務局	市道を横断した先に既設の水路があり、ここに流すのですが高さが逆転しなければいいのですが。
議長	担当委員の方はもう一度生産組合の方と協議して、結論を出してもらえませんか。もちろん、担当の最適化推進委員も入ってもらってください。
担当委員	はい。分かりました。現場で水の状況等を確認しながら協議します。
議長	開発業者も地元ともう一回話し合いながらと言っていますので、田植え迄もう長いことではありませんので、担当委員さんは最適化推進委員さんと生産組合とで詰めをしてもらえませんか。それから審議にしたいと思います。
9番委員	今回の案件は備考欄に協議有りで条件は無しとなっていますが、本当に条件無しだったのかというのが率直な感想です。協議のあり方が通り一遍の形式的なもので済まされているということではないと思いますが、備考欄の表記はもっと気を付けた方が良くはないでしょうか。
議長	例えば条件の有る無しはどうしていますか。
事務局	地元からの条件のことを記載する場合があります。例えば農業用水のための側溝を設けることとかは条件となります。
10番委員	この周辺は麦を作っていますか。
担当委員	はい。作っています。
4番委員	今回は着工する前にもう一回現場で生産組合と協議することになっているから、条件無しとなっているのではないですか。後があるから、その時に全部言うということがないのかもかもしれません。
議長	押しなべて言うともう少し慎重に(生産組合は)協議をしておくべきだと思いますが、申請者が言うには生産組合長を中心に話し合ってもらっていますということです。(我々は)鵜呑みしてもいいのかということです。ただ、皆さんが心配されている点が解決されていないようなので、鵜呑みは出来ないということです。実務的には条件が付いていなかったということ単純に理解していただくしかないと思います。現地調査を我々が試みて、(用水路について)疑問点があるから再度生産組合と確認が取れているかどうかを農業委員会が確認したいということになるかと思います。
3番委員	今回の申請地の東側には地権者は何人ぐらいいらっしゃいますか。
事務局	5人くらいです。
3番委員	専業農家の方ならもっと真剣に心配されるのですが、どうせ開発されるという考えがあるかと深くは考えられていない場合があるかと思います。
議長	近い将来のことを考えれば開発されて宅地化ということになるのだと思いますが、確認をしてみたいと思います。そのために継続審議で保留にさせていただきませんか。来月の総会で再度審議致します。 次に行きます。1番の説明をお願いします。
事務局	番号1について説明いたします。位置図は戻って1頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は8,043平米です。譲受人は東京都の太陽光発電設備販売業社の〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇〇〇さんの相続人の方です。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの4人です。転用の目的は太陽光発電装置となっておりまして、施設概要は1,632枚の太陽光発電装置(パネル)が3,288.48平米と進入路が5,229.27平米となっています。地番〇〇番地〇の宅

	地474.75平米を同時利用される計画となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑、西は道路を挟んで畑と宅地、南は畑、北は道を挟んで宅地と原野になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号1の説明は以上です。
議長	申請地の下手(北東側)になる所は〇〇〇〇がかつてあった所です。それで〇〇〇〇の関係者が一人となり、その方も突然亡くなりました。〇〇〇〇の整理をされる中で、ここで太陽光発電をしたいという業者がいらっしゃいます。〇〇〇〇の敷地が平坦ばかりでなく、敷地の南東部は逆斜面になっていました。そのような状態で太陽光発電には不向きなこともあって、その分の面積を隣接地のここで補う計画となっています。所有者である〇〇〇〇さんですが、この前までは話ができる状態でおられましたが無くなりましたとのことです。それで4人の相続人の方は他所に現在お住まいになっています。元々は〇〇の出身ですが、家と周囲の畑を纏めて処分をしたいというご希望でした。ただ問題は申請地に降った雨水は全てが〇〇〇〇であった隣接地に流れ込みます。〇〇〇〇の凹地を通して更に北東側の畑に流れて、更にその北にある水路へ流れることとなりますので、このことで問題が生じないようにしないといけないと思っています。このことで譲受人はどのような方法を取られるかの説明を事務局からお願いします。
事務局	自宅があった周囲の3辺に新たに側溝(内径50センチメートル)を新設されます。申請地に降った雨水はこの側溝に入ります。側溝の角々には集水柵が設けられます。この柵で水の勢いを落として、既存のヒューム管を通して〇〇〇〇へ流れていきます。〇〇〇〇内では既存の水路があり、この水路を利用されます。この水路は〇〇〇〇に降った雨水を処理するための水路でした。今回申請地に降る雨水の量が増えるために、流末には沈砂池を設けられてから隣接地に流す計画になっています。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いしたいと思います。
担当委員	殆ど説明してもらいましたので、補足説明はありませんが、大雨時の水を心配しています。
議長	皆さんから何か質問や意見はございませんか。
9番委員	〇〇〇〇内の水路は既存土側溝とか既存ヒューム管と記載されていますが、土側溝とはどのような水路ですか。また、途中がヒューム管の一部になっているのは何故でしょうか。
事務局	土側溝は重機で掘っただけの水路のことです。途中の一部がヒューム管になっているのは水路の上を車が通れるように管を埋めてあるということです。
9番委員	土側溝はサイズが記載されていますが、ヒューム管の大きさが書かれていませんが、大きさはどの程度ありますか。
事務局	内径60センチメートルです。
9番委員	結構大きいですね。既存の土側溝の断面に合わせてあるのですね。
3番委員	1年前に私の担当地区で太陽光発電の申請がありました。この時も敷地内の水路と水路の出口に沈砂池を設けられました。沈砂池のサイズは縦横1メートルと深さも1メートル無いくらいでしたが、その効果は出ていまして、その後の大雨にも対応できています。
議長	ここの沈砂池はもっと大きく作られるようです。それから道に降った雨水が敷地内に入ることないようにするということを言われていませんでしたか。
事務局	はい。そのようにすると伺っています。
議長	そのことは完成した際に確認しないといけませんね。他に質問はありませんか。
4番委員	沈砂池の先はポリエチレン管となっていますが、その先には水路があるのですか。
事務局	ポリエチレン管の先は畑です。畑の中を垂れ流しのようになって、その先の水路に流れ込むこととなります。
議長	自然流下ということになります。〇〇〇〇があった頃からの状態と変わりはありません。他にはないでしょうか。
10番委員	これまでのこととは全く関係ありませんが、ここの取引価格を教えてください。
事務局	宅地まで含めた価格かどうか、分かりませんが、〇〇万円です。宅地の分を考えなければ

	ば、反当〇〇万円程度になります。
議 長	よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可相当として県へ送付いたします。 次に進めさせていただきます。議案第122号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題と致します。1番についての説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の3頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は3頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積はそれぞれ1,048平米、183平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん66歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、配送業兼農業の方です。譲受及び譲渡理由は相手方の要望と経営規模の縮小となっています。譲受人の〇〇さんは隣接して畑を2反7畝程持っておられます。また、〇〇の畑への進入のための道は無く、〇〇さんの畑を通らないと入れません。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところでございます。説明は以上です。
議 長	担当委員さんから何かありますか。
担当委員	特段ありません。事務局の説明のとおりです。
議 長	皆さんから質問や意見はありませんか。
2番委員	この場所は〇〇のトンネルの上のことですか。
担当委員	そうです。
議 長	他にありませんか。無いようですので、採決したいと思います。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、許可することと致します。 じゃあ、2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は4頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっていますが、平成21年に形状変更届をされていまして、実情は畑として利用されています。地目の変更届が法務局でされていないようです。登記面積は146平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん73歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由ですが経営規模の拡大と縮小となっています。申請地は譲受人の〇〇さんの自宅の前であり、自作の畑と水路を挟んで隣接しています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんでもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところでございます。説明は以上です。
議 長	担当委員さんから何か補足等はございますか。
担当委員	申請地の北側に水路を挟んで譲受人の倉庫があります。申請地は先程説明であったように畑に転換されています。オレンジ海道の工事があっていた時の残土を利用して、嵩上げされたようです。以上が補足ですが、よろしくをお願いします。
議 長	皆さん方から質問や意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、許可することに致します。以上で議案第12

	<p>2号を終わります。</p> <p>議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件につきましては一括して審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第123号について説明いたします。総会議案・説明資料は4頁から17頁まででございます。先日8頁の29番の取下げがございました。議案書からの削除をお願いいたします。この案件につきましては1議案で41件となりました。10頁の29番から16頁の40番まではあっせんによる所有権移転です。39番は七開地区の放牧事業の案件で今年3月と4月の総会に諮って農地の所有権が公社に移っていたものです。40番と併せて今総会後に公社から買い手の方へ移ることになります。なお、39番に関連して地目が農地以外の原野2筆、山林1筆、宅地1筆、雑種地1筆の所有権も公社から移りますので、ご承知おきください。17頁の41番と42番の2件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。</p> <p>利用権設定されている案件が1番から38番までの37件でございます。新規9件。再設定（更新）が28件となっています。37件の利用権を設定されているうち、使用貸借権の設定は2件で、賃貸借権の設定は35件です。賃貸借権35件のうち、現金扱いが18件で、物納扱いが17件となっています。契約期間については、10年が8件、7年が1件、5年が19件、3年が7件、1年5ヶ月が1件、6ヶ月が1件となっています。使用貸借権が設定されているのは3番と23番ですが、2件共に更新となっています。</p> <p>農地中間管理機構との貸借は2件で、契約期間は4年11ヶ月と7年8ヶ月がそれぞれ1件となっています。設定する利用権の内訳は2件共に賃貸借件の設定となっています。議案第123号の説明は以上です。</p>
議長	<p>放牧事業関係も含めて農地利用の集積計画の説明をさせました。皆さんからの質問や意見はございませんか。</p>
10番委員	<p>35番は作物が唐辛子の一種でスコッチボネットと書かれていますが、栽培される樹園地は荒廃したミカン園を開かれるのでしょうか。それとも既に開かれたのでしょうか。</p>
事務局	<p>荒廃してしまっていて、これから少しずつ開かれるようです。</p>
議長	<p>この地区は何処になりますか。</p>
事務局	<p>〇〇区になります。</p>
議長	<p>スコッチボネットはどのような作物ですか。</p>
事務局	<p>唐辛子の一種で、見た目はピーマンのような形をしています。色は赤や黄色があるようです。激辛の唐辛子ですのでイノシシも食べないようです。借り手の方は数年前から〇〇区に家を借りて住んでおられます。</p>
議長	<p>これは何に使われるのか。販売をどのように考えておられるのか。農林水産課からの支援を受けられるのかとかを確認しておいてください。</p> <p>他に質問や意見はありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。賛成全員により決定することに致します。35番については後日担当委員からの報告をお願いします。</p> <p>報告第58号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第58号について説明いたします。総会議案資料の18頁をご覧ください。位置図は5頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇の一部でございます。地目は田で、面積は1,201平米のうち235平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん103歳、〇〇区の方です。実際の申請には息子さんが来られています。</p>

	<p>す。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、〇〇番〇は大半の部分は利用権を設定し水田として耕作を頼まれているところです。今回畑地化する部分は凸となっていて、筆全体では利用権の設定がされているが、実際は耕作されていない部分で、自己保全となっていた。今回土留めに擁壁を設けて盛土をし、畑地化し、野菜を作りたいとのことでした。周囲の状況ですが、東と北は田、西は宅地、南は水路を介し市道となっています。申請地は農振農用地となっており、地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は〇〇公民館の前の通りを東へ行って民家が無くなる所になります。地区の農業倉庫の前になります。田んぼの大部分は貸しておられますが、形的に作りにくくなった部分を盛土して畑にしたいということです、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>総会前の現地調査で確認しましたが、特段問題ないかと思っているところです。何か皆さん方からございますか。</p>
10番委員	<p>今日の総会最初に解約報告があり、この解約が出されていまして。この筆全部を解約される報告だったのですが、一部解約ではないのですか。</p>
事務局	<p>全部解約をしておられます。そして、議案第123号の農用地利用集積計画の34番で新たに残りの面積で基盤強化法による利用権の設定をされています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他にはありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。賛成全員により、承認することにします。 それでは議案第124号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と議案第125号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。この2件は関連していますので、纏めて審議致します。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第124号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び議案第125号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画について」は農業委員会の適正な事務実施についての3つの点検・評価及び活動計画の策定に係る、審議をお願いするとなっています。ご審議いただきまして、可決いただきますと市のホームページに公表し、国へ報告することとなります。</p> <p>別綴の総会議案資料の1頁をご覧ください。この頁にはⅠ. 農業委員会の状況として、農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しています。数値につきましては、農林業センサスや鹿島市農林水産から提供したもらった数値となっています。</p> <p>2頁目をお開きください。Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化となっています。令和2年4月の現状値は1,344ヘクタールとなっており、管内農地面積2,210ヘクタールに対する率は60.8%でした。昨年度の集積の実績値が1,366ヘクタールとなっており、目標値である1,567ヘクタールの87.2%となっています。3. 目標の達成に向けた活動についてですが、農地利用最適化推進委員への連絡を密にして利用権設定を推進した。また、農地中間管理事業の利用を推進するために農地中間管理機構、市農林水産課と連携して農地の集積を図った。更に担い手農家との意見交換会を11月に地域別に開催し問題点及び課題の整理を行ったとしております。4. 目標及び活動に対する評価については、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構や市農林水産課と連携し農地中間管理事業を推進し農地利用最適化へ向けて更に活動する必要がある。農業者との意見交換会により地域毎の課題整理が出来たとしております。意見交換会への農業者の出席総数は11名でした。</p> <p>Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、平成29年度・30年度・令和元年度の参入者数が4経営体・2経営体・2経営体となっています。昨年度は目標を</p>

2経営体としていましたが、実績値は1経営体でしたが、農地面積としては5.3ヘクタールの目標に対し、0.30ヘクタールとなっております。3.目標の達成に向けた活動は、農業委員や農地利用最適化推進委員へ相談があれば、農地の賃貸借の対応や市農林水産課へ事業等の相談や中間管理事業の説明などの誘導を行ったとしています。4.目標及び活動に対する評価については、農業委員や農地利用最適化推進委員の地域活動や関係機関連携により活動は順調であった。市担当課との連携による担い手（認定農業者）の掘り起こしが必要であるとしています。

次に4ページ目をお開きください。IV.遊休農地に関する措置に関する評価については、昨年度の解消目標10ヘクタールに対し、実績は-11.8ヘクタールとなっております。これは実際の解消面積が1.5ヘクタールあったものの、新規発生の遊休農地が13.3ヘクタールあったために、-11.8ヘクタールとしています。目標に及ばない数値が続いています。4.目標及び活動に対する評価については、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し情報を共有することで担当地区巡回時の意識向上が図られ、遊休農地の発生防止・解消に繋がってきている。また意見交換会を実施したことで農家や地域の問題点等が明らかになり意見書にも繋がったとしています。

次に5頁をご覧ください。V 違反転用への適正な対応については、農地転用の事務や情報の提供に関する事務についての点検となっておりますので、実績を記載しています。

6頁をお開きください。こちらには農地法3条・4条・5条の処理件数・処理期間を記載しています。

7頁をご覧ください。こちらには農地所有適格法人の報告状況や賃借料の情報提供等を記載しております。

8頁をお開きください。こちらは議事録の公表と本活動計画の点検・評価の公表について記載しています。また昨年度は市長あてに意見書を出していますので、そちらについても記載しています。なお、意見書につきましては平成28年度から続けて提出しています。以上が昨年度（令和2年度）の活動の点検・評価です。

続きまして、議案第125号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を説明いたします。9頁をご覧ください。I.農業委員会の状況については、1頁と同様に農林業センサスや市農林水産課からのデータを基に記載しております。10頁をお開きください。

II.担い手への農地の利用集積・集約化の目標は1,659ヘクタールと設定し、活動計画は農地の流動化を進めるために利用権設定や農地中間管理事業を推進し農地の集積を図るとしております。

III.新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、これまでの実績から目標を2経営体、4.8ヘクタールと設定し、活動計画は新規就農を検討している方への農地の賃貸借について、担当農業委員・農地利用最適化推進委員、県、市農林水産課、JAが連携を取りながらサポートを行うとしています。

11頁をご覧ください。IV.遊休農地に関する措置につきましては、昨年度までずっと目標を達成しておりませんが、今年度も同様の10ヘクタールの解消面積としています。

次にV.違反転用への適正な対応については、昨年度と同様に計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第124号と議案第125号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

例年ある程度目標を掲げて進めております。ただ現状的には平坦地ばかりでなく、中山間地域も結構あるので数字目標を達成できていない状況になっております。今回放牧事業で約20ヘクタールの遊休農地の解消ができる訳ですが、遊休農地解消以外のことで現実的に数字的に可能なことはありますか。

事務局長	担い手への農地の利用集積・集約化については今年度の目標を1,659ヘクタールにしていて、集積面積を290ヘクタール上げる必要があります。本市は平坦地での集積は進んでいますので、中山間地で上げることができれば近づけることは出来ます。
議長	他所の市町の集積率はどうなっていますか。本市は県内での順位はどの辺りですか。
事務局長	県内の集積率が高い市町は県の中部から東部の平坦地が多い市町です。白石町・江北町・みやき町などがそうです。鹿島市の順位は県内20市町の真ん中くらいです。
議長	中山間地域は植林して山に戻していけばいいのかもしれないね。
事務局長	そのように管内の農地面積を減らして、分母の数値を下げるのも一つの手だと思いますが、多良岳パイロットの農地のように山林にすることが出来ない農地もあります。
議長	そこら辺の交通整理をしていく必要がありますね。難しい面もあるかと思います。平坦地は現在までに集積が進んでいるので、これの維持をしていくこと。中山間地については集積が進んでいない状況なので、ここでのアップを図るということで行きたいと思っています。 取敢えず事務局案で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) そしたら、それぞれ採決します。議案第124号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	議案第125号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	議案第124号と125号は全員賛成により、承認されました。
事務局長	ありがとうございました。承認いただきましたので、議案第124号と125号は鹿島市のホームページに今月中に掲載することになります。
議長	以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後3時50分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	令和3年 6月 2日		
	鹿島市農業委員会	会 長	Ⓜ
		1番委員	Ⓜ
		2番委員	Ⓜ
		事務局長	Ⓜ